

## 第1編 横浜市における景観形成

### 第1 景観計画の区域

横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下、「横浜市全域」という。）とする。

ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下、「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下、「関内地区」という。）計画図2に示す区域（以下、「みなとみらい21中央地区」という。）および計画図3の1に示す区域（以下、「みなとみらい21新港地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。

### 第2 良好な景観の形成に関する方針

横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

さらに、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきており、「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。

横浜らしい景観は、「市民力」と「創造力」が発揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっており、良好な景観をつくることは、次に示すような3つの意義があるといえます。

市民生活の質を高めます。

都市に新たな活力を創出します。

都市コミュニティを育みます。

一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。

このような背景のもと、景観形成に取り組む姿勢として、景観に対する意識の向上を第一歩に、人間の五感や感性に訴える姿勢、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していくことが求められます。

さらに、周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てるなど、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が必要であることから、市民を主役とした地域ごとの景観づくりの取り組みにあたり、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性を7つのテーマとして次に示します。

- (1) 魅力的な街並みの形成
- (2) 快適な歩行者空間の景観形成
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成

- (4) 水と緑の保全と活用による景観形成
- (5) 屋外広告物の景観的配慮
- (6) 生活空間の景観形成
- (7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成

また、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなる、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性などについて、「16の着眼」として次に示します。

- 海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。
- 港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。
- 低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。
- 広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。
- 潤いを感じられる水辺空間をつくる。
- 下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。
- 営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。
- スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。
- 自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。
- 村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。
- 新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。
- まとまった緑の空間を保全する。
- 何気ない生活空間をきれいに保つ。
- 品の良いエレガントなまちをつくる。
- マイナスの景観要素を取り去る。
- 景観の大切さを人々に伝える。

このような横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年横浜市条例第 2 号）に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針とします。

### 第3 景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 港町や異国の文化を伝える建造物
- (2) 横浜の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物
- (4) 地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

### 第4 景観重要樹木の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 地域の歴史を伝える樹木
- (4) 地域の特徴的な街並みを構成する樹木